

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720004

研究課題名(和文) デモクラシーの規範性に関する分析的考察

研究課題名(英文) A Conceptual Analysis of Normativity of Democracy

研究代表者

井上 彰 (INOUE, AKIRA)

立命館大学・先端総合学術研究科・准教授

研究者番号：80535097

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通じて、第一に、デモクラシーの規範性をめぐる最新の研究動向をおさえたうえで、自由と平等を価値基軸とする根本理念としてのデモクラシー概念が解明された。第二に、それをベースとする現実主義的理念としての間接デモクラシーについて、われわれの不完全性とどう折り合うのが明らかになった。第三に、以上の研究成果をふまえて、デモクラシーの実践的価値が示された。

研究成果の概要(英文)：The achievements of this study is as follows: First, the concept of democracy is fully explicated as a fundamental ideal for our society reflecting the values of freedom and equality, by going over recent studies on normativity of democracy. Second, the normative significance of indirect democracy as a realistic ideal of democracy is demonstrated in terms of its fitness with the inevitable imperfection of our human faculties. Third, the practical value of democracy is uncovered in the light of the two achievements mentioned above.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：政治哲学 倫理学 デモクラシー研究

1. 研究開始当初の背景

今日デモクラシーは、多くの国家、社会、地域、組織で採用される集合的意思決定システムである。しかもその射程は、議会制のなかに組み込まれるような制度的なものばかりでなく、社会運動や市民活動等の草の根レベルのものも入る。このことは、デモクラシーが広く受容されていることを示しているとともに、デモクラシーに対する期待感や厚い信頼を表していると言える。実際様々なメディアで、民意を政治に反映させることの重要性が強調されている。

だが過去に遡れば、デモクラシーはむしろ、デマゴグの跋扈や全体主義体制を招く危険なものとしてみなされていた。また、デモクラシーを支持する立場であっても、法の支配を前提にしたデモクラシー（立憲的デモクラシー）擁護論や、フェデラリストが主張するような権力分立を前提にしたデモクラシー擁護論が一般的である。つまりこうした古典的知見をふまえると、デモクラシーは有用だが危険なものであり、だからこそ慎重に扱われるべきで、政治に民意を直接反映させることなどもってのほかだ、ということになる。

以上から政治哲学において、デモクラシーの規範性をめぐる本格的な検討が求められている状況にあると言える。

(1) デモクラシーの概念分析

以上の状況をふまえると、デモクラシーの規範性については、それがいかなる価値によって支えられているかについて明らかにすることが求められている。J=J.ルソーの議論まで遡れば、デモクラシーは各人の善の自由な追求を等しく尊重する社会、すなわち平等な自由を尊重する社会で求められるものとされる。

このルソー的知見をふまえて、自由と平等という2つの価値によって構成される根本理念としてデモクラシーを提示したのは、『正義論』(1971年)で有名なJ.ロールズの高弟ことJ.コーエンである(J. Cohen, *Philosophy, Politics, Democracy*, Harvard University Press, 2009; Rousseau, *Oxford University Press*, 2010)。コーエンによれば、デモクラシーを支える一連の制度や構造が、人々の道徳的・宗教的価値観が多様な現代社会であっても理に適ったものとして人々に受け入れられるのは、各人が自律的に追求する価値観を最大限等しく尊重する仕組みであるからだ。この、多元的社会でわれわれに理に適ったものとして受け入れられることの規範性について、それがコーエンが言うように、デモクラシーの規範性をも支えるものなのかどうかについては慎重な検討が求められる。

(2) 間接デモクラシーの正当化

間接デモクラシーは、立法活動に直接参与するわれわれの代理人(政治家)を選ぶ手続

きの正統性を重んじる理念である。投票の平等性や多数決原理は、そうした民主的手続きの代表例である。

問題は、なぜそうした民主的手続きが正統なものとしてみなされるのか、である。とくに一般市民の無知や判断力の偏り等をふまえると、なぜ投票の平等性が望ましいのか、なぜ多数決原理ではなく識見と能力で卓越した特定の人間に政治的意思決定を託してはならないのかが問われてくる。その点をふまえて、いかなる優れた者も可謬性(過ちうる可能性)から逃れられないこと、だからこそ政治的意思決定の過ちをすべての人がチェックできるように可視化する制度が求められてくること。こうした点に、デモクラシーの意義を見出す哲学的議論が存在する(D. Estlund, *Democratic Authority*, Princeton University Press, 2008; T. Chirstiano, *The Constitution of Equality*, Oxford University Press, 2008など)。こうした議論は、われわれの不完全性をふまえる点で確かに現実的かつ説得的な構想力を有するものの、そのことが一般市民を政治へと動機づけるという、まさに政治参加というデモクラシーの根幹に関わる部分とどう整合するのかについては、十分な検討を施しているわけではない。

2. 研究の目的

本研究では、こうした背景をふまえて、デモクラシーの規範性の全貌を明らかにすべく次の3つの具体的課題に取り組んだ。

(1) 自由と平等を尊重するデモクラシーの根本理念が、本当に多元的世界に生きるわれわれにとって理に適ったものであるとみなしうるのかについて、ロールズやコーエンに代表される民主的手続き主義の理論を詳しく検討したうえで、独自の見解を提出する。

(2) 現実的なデモクラシーとして広く間接デモクラシーが受け入れられているが、間接デモクラシーがわれわれの知識や判断力の限定性という事実とどう折り合いがつくのかについて、最新の議論をサーヴェイしたうえで独自の見解を提出する。とくに最新の議論では不十分にしか検討が付されていないデモクラシーへの動機づけの問題について、応募者によるこれまでの正義論および平等論研究をふまえて分析を行う。

(3) 以上の研究で明らかとなる独自の哲学的研究成果をふまえて、デモクラシーの規範分析が有する、今日の日本をはじめ世界と取り巻くデモクラシーの現状への実践的含意について検討を加える。

また、本研究の特色と意義については、以下の2点があげられる。

(1) 本研究では、日本ではほとんど消化されていないデモクラシーの規範性をめぐる分析的議論について、自らの立場を確立すべく批判的に検討することから、サーヴェイとしての価値もさることながら、デモクラシーの規範性に関する独自の見解を提出する点に特徴がある。

(2) 分析的な政治哲学上の議論だけでは、どうしても思弁の世界で完結しがちであるが、本研究ではわれわれが考慮せざるを得ない現実的制約状況、すなわちわれわれの認知的限界と政治参加への動機づけの限定性などをふまえて議論を進めていくことから、地に足を着いた哲学的研究として評価しうるものとなる。

3. 研究の方法

本研究では主として、デモクラシーの規範性をめぐる分析的アプローチに則って、次の2段階のステップを踏んで研究を進めた。

第1段階：デモクラシーの規範性をめぐる哲学的研究の最新動向についてサーヴェイし、自由と平等で構成される根本理念としてのデモクラシーの概念分析を試みる。サーヴェイ対象としては、Ethics や Philosophy and Public Affairs、Journal of Political Philosophy 等の一流学術誌に掲載された諸論考のほか、研究目的欄であげたJ. コーエンの著作 (J. Cohen, Philosophy, Politics, Democracy; Rousseau) や、その議論の土台を提供した J. ロールズの著作 (J. Rawls, Political Liberalism, Columbia University Press, 1993; Collected Papers, Harvard University Press, 1999) 等があげられる。

第2段階：デモクラシーの現実主義的理念としての間接デモクラシーのあり方について、われわれの不完全性とどう折り合うのかという論点をふまえつつ、デモクラシーへの動機づけをめぐる問題を中心にオリジナルな議論を提出する。その際に参考にするのは、われわれの可謬性や認知的バイアスをふまえて間接デモクラシーの哲学的正当化を試みた D. エストランドや T. クリステアノーらの議論である (D. Estlund, Democratic Authority; T. Christiano, The Constitution of Equality)。以上の研究を参照しつつも、それらの研究では不十分にしか検討が付されてこなかったデモクラシーへの動機づけの問題に関して、平等主義に関する重厚な哲学的研究を援用しながら検討を加える。

第3段階：上記2つの段階の研究によって導き出された間接デモクラシーの規範性をふまえて、デモクラシーの現状に照らし合わせる仕方で、デモクラシーの規範分析の実践的含意について明らかにする。具体的には、G.

ブレナンと L. ロマスキーによる研究 (G. Brennan and L. Lomasky, Democracy and Decision, Cambridge University Press, 1993) や、D. エストランドが編集したアンソロジー (D. Estlund (ed.), Democracy, Blackwell, 2002) に収められた関連論考などをふまえつつ検討する。

4. 研究成果

(1) 平成 23 年度は、デモクラシーの規範性をめぐる哲学的研究の最新動向についてサーヴェイし、自由と平等で構成される根本理念としてのデモクラシーの概念分析を試みた。

具体的には、2011 年度日本政治学会の年次大会にて「分析的政治哲学の方法 - 概念分析の擁護 - 」と題する研究報告を行い、そもそも概念分析の方法論的意義はどういうところにあるのかについて、それに対する批判や嫌疑を斥けるかたちで明らかにした。「ドゥオーキンが平等主義者か？」(宇佐美誠・濱真一郎編著『ドゥオーキン - 法哲学と政治哲学 - 』勁草書房、2011 年所収) では、政治哲学における概念分析の重要性を、概念分析に対し批判的なロナルド・ドゥオーキンの議論への反批判を展開するかたちで明らかにした。

「デモクラシーにおける自由と平等 - デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察 - 」(齋藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社、2012 年所収) では、デモクラシーの哲学的研究の広範にわたるサーヴェイをふまえて、デモクラシーの概念分析を試みた。そこでは、自由と平等がデモクラシーを価値的に構成するがゆえに、デモクラシーの理念に強い規範性が見出せるとする議論 (ルソーを起点として、ジョン・ロールズ、ジョシュア・コーエン、デイヴィッド・エストランド、そしてトマス・クリステアノーの議論) に焦点を当て、結局のところデモクラシーの強い規範性が自由と殊に平等を価値基底的なものとしてみる見方からは導き出せないことを明らかにした。

さらに「正義としての責任原理」(宇野重規・井上彰・山崎望樹編『実践する政治哲学』ナカニシヤ出版、2012 年所収) では、デモクラシーを包括的に秩序づける正義の構想として、諸個人の選択パターンに付随する責任を規定する原理、すなわち 正義としての責任原理 が有望であることを明らかにした。

(2) 平成 24 年度は、デモクラシーの現実主義的理念について、われわれの不完全性とどう折り合うのかという論点をふまえつつ、デモクラシーの理論的基礎を多角的に分析・検討した。まず、デモクラシーの現実主義的理念を検討するにあたって、そもそも「現実主義的理念」の規範性がいかにして可能かをめぐる政治哲学的考察が不可欠であるとの観点から、2012 年 6 月にスイスのチューリッヒ

大学で開かれた、マディソン・パワーズおよびルース・フェイデンの現実主義的な社会正義論をめぐるワークショップにて、「穏当な本質主義は真に穏当か？」と題する研究報告を行った。その報告は査読を通じて、“Is Moderate Essentialism Truly Moderate?” *Public Health Ethics*, Vol. 6, No. 1 (2013), pp. 21-27. に掲載される運びとなった。

また実際のデモクラシーが平等を基礎に、いかなる価値を有するのかについて本格的な検討を行ったロナルド・ドゥオーキンの平等主義的正義論を批判的に考察し、その研究成果を、「解釈・尊厳・平等 - ロナルド・ドゥオーキンの『ハリネズミの正義』をめぐる - 」「*思想*」第1064号、2012年、139-155頁、として発表した。同様に、デモクラシーの立憲主義的構想がリベラルな正義論の枠内に収まることを説得的に示したジョン・ロールズの議論に関して、その詳細な検討を行い、ロールズ的正義論枠組みの潜在的可能性について明らかにした。その研究成果が、「ロールズ『正義論』の再検討 - 第3部を中心に - 」「*社会科学研究*」(東京大学)第64巻第3号、2013年、7-28頁、である。

(3) 平成25年度は、平成23年度と24年度の研究で明らかになった、自由と平等の規範的理念に支えられた(間接)デモクラシーの価値とそれへの動機づけの関係をふまえたうえで、その実践的含意を明らかにすることを目的とした。もっともデモクラシーの規範分析の実践的含意を明らかにするにあたっては、実証的研究との接合を図る周回な議論が求められることから、それに向けての方法(論)的知見を摂取しつつ、研究を遂行した。

その成果は、市民への動機づけを顧慮するデモクラシーの典型的構想たる熟議デモクラシーが、ヘルスケアの分配的正義を考えるうえでも十分機能しうるのかどうかについて検討した“Justice, Fairness, and Deliberative Democracy in Health Care” Akira Akabayashi (ed.) *Future of Bioethics: International Dialogues*, New York: Oxford University Press, 2014, pp.579-585. は、デモクラシーの実践的含意を直截に検討するものとなっている。

ほかには、デモクラシーの中心的理念を提供したロールズに関する研究成果、とくにその非理想的理論と整合を目指す方法論的知見の独自性に検討を加えた研究成果としては、「ロールズ - 「正義とはいかなるものか」をめぐる - 」「齋藤純一(編)『岩波講座 政治哲学5 - 理性の両義性 - 』岩波書店、2014年、第7章、151-172頁、および、「分析的な政治哲学とロールズ『正義論』」『*政治思想研究*』第14号、2014年、6-32頁、があげられる。

デモクラシーの規範理論を実証理論との接合を意識して研究を進めていくうえで重要な実験的手法に関しては、「規範理論と実証理論との対話 - リバタリアン・パターナリ

ズムを手がかりに - 」「(開催責任者; 若松良樹、清水和巳、宇田川大輔との共同報告) 日本法哲学会2013年度学術大会(於駒澤大学)、2013年11月16日、で報告し、また中国の政治状況をふまえたデモクラシーと正義の可能性については、首都大学東京の谷口功一氏を招いて研究会にて報告していただき、貴重な知見を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

井上彰、分析的な政治哲学とロールズ『正義論』、*政治思想研究*、査読無、14号、2014、6-32

井上彰、多元主義的リベタリアニズムの哲学的正当化?、*思想*、査読無、1079号、2014、64-71

Akira Inoue、Is Moderate Essentialism Truly Moderate?、*Public Health Ethics*、査読有、Vol. 6, No. 1, 2013、21-27

井上彰、ロールズ『正義論』の再検討 - 第3部を中心に -、*社会科学研究*、査読無、64巻3号、2013、7-28

井上彰、解釈・尊厳・平等 - ロナルド・ドゥオーキンの『ハリネズミの正義』をめぐる -、*思想*、査読無、1064号、2012、139-155

[学会発表](計6件)

Akira Inoue、Luck Egalitarianism and Catastrophe、10th International Conference “Justice and Catastrophe: Risk, Responsibility and Reciprocity”、2014.3.19、Ritsumeikan University (Kyoto)

井上彰、若松良樹、清水和巳、宇田川大輔、規範理論と実証理論との対話 - リバタリアン・パターナリズムを手がかりに -、日本法哲学会2013年度学術大会、2013.11.16、駒澤大学(東京都)

Akira Inoue、Taming Luck Egalitarianism Successfully?、Justice, Taxation, and Social Philosophy Conference、2013.8.24、Salzburg University (Austria)

井上彰、分析的な政治哲学とロールズ『正義論』、第20回政治思想学会研究大会、2013.5.25、慶應義塾大学(東京都)

Akira Inoue、Is Moderate Essentialism Truly Moderate?、The Workshop “Meeting the Authors: Ruth Faden and Madison Powers”、2012.6.5、University of Zurich (Switzerland)

井上彰、分析的な政治哲学の方法 - 概念分析の擁護 -、2011年度日本政治学会年次大会、2011.10.9、岡山大学(岡山県)

〔図書〕(計 6 件)

井上彰ほか、岩波書店、岩波講座 政治哲学 5 - 理性の両義性 - (第 7 章「ロールズ - 「正義とはいかなるものか」をめぐって -)、2014、240 (151-172)

Akira Inoue ほか、Oxford University Press、*The Future of Bioethics: International Dialogues*(" Justice, Fairness, and Deliberative Democracy in Health Care")、2014、816 (579-585)

井上彰ほか、丸善出版、教養としての応用倫理学(「社会契約論とロールズ」「分配と正義」「多元的世界における合意形成」)、2013、224 (190-191、194-195、198-199)

井上彰ほか、ナカニシヤ出版、実践する政治哲学(序文および第 11 章「正義としての責任原理」)、2012、i-xvi、360 (292-322)

井上彰ほか、日本経済評論社、アクセスデモクラシー論(第 6 章「デモクラシーにおける自由と平等 - デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察 - 」)、2012、280 (133-157)

井上彰ほか、勁草書房、ドゥオーキン - 法哲学と政治哲学 - (第 9 章「ドゥオーキンは平等主義者か?」)、2011、264 (189-205)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 彰 (INOUE, AKIRA)
立命館大学・先端総合学術研究科・准教授
研究者番号：80535097

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：